

日程第18、議案第40号平成16年度加美郡介護認定審査会特別会計予算、日程第19、議案第41号平成16年度加美町簡易水道事業特別会計予算、日程第20、議案第42号平成16年度加美町小野田簡易給水施設事業特別会計予算、日程第21、議案第43号平成16年度加美町霊園事業特別会計予算、日程第22、議案第44号平成16年度加美町営駐車場事業特別会計予算、日程第23、議案第45号平成16年度加美町小野田温泉保養センター等事業特別会計予算、日程第24、議案第46号平成16年度加美町下水道事業特別会計予算、日程第25、議案第47号平成16年度加美町工業用地等造成事業特別会計予算、日程第26、議案第48号平成16年度加美町水道事業会計予算、以上14件はいずれも平成16年度当初予算であり関連いたしておりますので、会議規則第36条の規定に基づき一括議題といたしたいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（米木正二君） 御異議なしと認めます。よって、日程第13、議案第35号から日程第26、議案第48号までを一括議題とすることに決しました。

本件について、提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（星 明朗君） それでは、平成16年度各種会計予算の概要につきましては施政方針で申し上げたとおりであります。各種会計予算総額等について説明を申し上げます。

議案第35号平成16年度加美町一般会計予算、歳入歳出それぞれ 140億 500万円とし、債務負担行為、地方債、一時借入金の最高限度額等について定めるものであります。

議案第36号平成16年度加美町国民健康保険事業特別会計予算、歳入歳出それぞれ25億 8,200万円とし、一時借入金の最高限度額等について定めるものであります。

議案第37号平成16年度加美町老人保健特別会計予算、歳入歳出それぞれ27億 4,200万円とし、一時借入金の最高限度額等について定めるものであります。

議案第38号平成16年度加美町介護保険特別会計予算、歳入歳出それぞれ13億 9,450万円とし、一時借入金の最高限度額等について定めるものであります。

議案第39号平成16年度加美町介護サービス事業特別会計予算、歳入歳出それぞれ 3,540万円と定めるものであります。

議案第40号平成16年度加美郡介護認定審査会特別会計予算、歳入歳出それぞれ 520万円と定めるものであります。

議案第41号平成16年度加美町簡易水道事業特別会計予算、歳入歳出それぞれ 8,950万円とし、地方債について定めるものであります。

議案第42号平成16年度加美町小野田簡易給水施設事業特別会計予算、歳入歳出それぞれ 380

万円と定めるものであります。

議案第43号平成16年度加美町霊園事業特別会計予算、歳入歳出それぞれ 190万円と定めるものであります。

議案第44号平成16年度加美町宮駐車場事業特別会計予算、歳入歳出それぞれ 840万円と定めるものであります。

議案第45号平成16年度加美町小野田温泉保養センター等事業特別会計予算、歳入歳出それぞれ4億 4,500万円とし、一時借入金の最高限度額について定めるものであります。

議案第46号平成16年度加美町下水道事業特別会計予算、歳入歳出それぞれ15億 1,700万円とし、債務負担行為、地方債、一時借入金の最高限度額について定めるものであります。

議案第47号平成16年度加美町工業用地等造成事業特別会計予算、歳入歳出それぞれ 5億 3,700万円と定めるものであります。

議案第48号平成16年度加美町水道事業会計予算、収益的収入及び支出については収入支出をそれぞれ5億 561万 9,000円とし、資本的収入及び支出について資本的収入 6,320万円、資本的支出1億 9,791万 1,000円で、資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額1億 3,471万 1,000円は、過年度分損益勘定留保資金で補てんするものであります。

なお、詳細については担当課長より説明を申し上げますので、よろしくお願いを申し上げ、提案理由の説明とさせていただきます。

○議長（米木正二君） それでは、担当課長より説明を求めます。

一般会計、企画財政課長。

○企画財政課長（早坂 仁君）

議案第35号

平成16年度加美町一般会計予算

平成16年度加美町一般会計の予算は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算）

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 140億 500万円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

（債務負担行為）

第2条 地方自治法第214条の規定により、債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第2表 債務負担行為」による。

(地方債)

第3条 地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第3表 地方債」による。

(一時借入金)

第4条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借り入れの最高額は10億円と定める。

(歳出予算の流用)

第5条 地方自治法第220条第2項ただし書の規定により、歳出予算の各項の経費を流用することができる場合は、次のとおり定める。

(1) 各項に計上した給料、職員手当及び共済費（賃金に係る共済費を除く）に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でこれらの経費の各項の間の流用。

平成16年3月10日提出

加美町長 星 明 朗

○議長（米木正二君） 次、保健福祉課長。

○保健福祉課長（今野正晴君） 通しのページでありませんので、次の青い紙の次のページをお願いします。1ページです。

議案第36号

平成16年度加美町国民健康保険事業特別会計予算

平成16年度加美町国民健康保険事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ25億8,200万円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(一時借入金)

第2条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借り入れの最高額は3億円と定める。

(歳出予算の流用)

第3条 地方自治法第220条第2項ただし書の規定により、歳出予算の各項の経費を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 保険給付費の各項に計上された予算額に過不足を生じた場合における款内でこれらの経費の各項の間の流用。

平成16年3月10日提出

加美町長 星 明 朗

次の青い仕切りの次のページです。

議案第37号

平成16年度加美町老人保健特別会計予算

平成16年度加美町老人保健特別会計の予算は次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ27億4,200万円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(一時借入金)

第2条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借り入れの最高額は1億円と定める。

(歳出予算の流用)

第3条 地方自治法第220条第2項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費を流用することができる場合は、次のとおり定める。

(1) 医療諸費の各項に計上された予算額に過不足を生じた場合における款内でこれらの経費の各項の間の流用。

平成16年3月10日提出

加美町長 星 明 朗

次の青いページをお願いします。

議案第38号

平成16年度加美町介護保険特別会計予算

平成16年度加美町介護保険特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ13億9,450万円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(一時借入金)

第2条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借り入れの最高額は1億円と定める。

(歳出予算の流用)

第3条 地方自治法第 220条第2項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費を流用することができる場合は、次のとおり定める。

(1) 保険給付費の各項に計上された予算額に過不足を生じた場合における款内でこれら経費の各項の間の流用。

平成16年3月10日提出

加美町長 星 明 朗

次の青い仕切りの次です。

議案第39号

平成16年度加美町介護サービス事業特別会計予算

平成16年度加美町介護サービス事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 3,540万円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

平成16年3月10日提出

加美町長 星 明 朗

次の青い仕切りの次のページです。

議案第40号

平成16年度加美郡介護認定審査会特別会計予算

平成16年度加美郡介護認定審査会特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 520万円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

平成16年3月10日提出

加美町長 星 明 朗

以上です。

○議長(米木正二君) 上下水道課長。

○上下水道課長(二瓶 悟君) 簡易水道でございます。

議案第41号

平成16年度加美町簡易水道事業特別会計予算

平成16年度加美町簡易水道事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 8,950万円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(地方債)

第2条 地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第2表 地方債」による。

平成16年3月10日提出

加美町長 星 明 朗

その次の青いところをお願いしたいと思います。

議案第42号

平成16年度加美町小野田簡易給水施設事業特別会計予算

平成16年度加美町小野田簡易給水施設事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 380万円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

平成16年3月10日提出

加美町長 星 明 朗

○議長（米木正二君） 町民課長。

○町民課長（澤口 信君） 霊園事業特別会計であります。

議案第43号

平成16年度加美町霊園事業特別会計予算

平成16年度加美町霊園事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 190万円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

平成16年3月10日提出

加美町長 星 明 朗

○議長（米木正二君） 商工観光課長。

○商工観光課長（古内公雄君）

議案第44号

平成16年度加美町営駐車場事業特別会計予算

平成16年度加美町営駐車場事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ840万円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

平成16年3月10日提出

加美町長 星 明 朗

以上です。

○議長(米木正二君) やくらい高原温泉保養センター所長。

○やくらい高原温泉保養センター所長(齋藤吉男君)

議案第45号

平成16年度加美町小野田温泉保養センター等事業特別会計予算

平成16年度加美町小野田温泉保養センター等事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ4億4,500万と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(一時借入金)

第2条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借り入れの最高額は5,000万円と定める。

平成16年3月10日提出

加美町長 星 明 朗

○議長(米木正二君) 上下水道課長。

○上下水道課長(二瓶 悟君)

議案第46号

平成16年度加美町下水道事業特別会計予算

平成16年度加美町下水道事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ15億1,700万円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(債務負担行為)

第2条 地方自治法第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第2表 債務負担行為」による。

(地方債)

第3条 地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第3表 地方債」による。

(一時借入金)

第4条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借り入れの最高額は5億円と定める。

平成16年3月10日提出

加美町長 星 明 朗

以上でございます。

○議長（米木正二君） 商工観光課長。

○商工観光課長（古内公雄君）

議案第47号

平成16年度加美町工業用地等造成事業特別会計予算

平成16年度加美町工業用地等造成事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ5億3,700万円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

平成16年3月10日提出

加美町長 星 明 朗

以上です。

○議長（米木正二君） 上下水道課長。

○上下水道課長（二瓶 悟君） 最後でございます。

議案第48号

平成16年度加美町水道事業会計予算

(総則)

第1条 平成16年度加美町水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は次のとおりとする。

(1) 給 水 戸 数 8,004戸

(2) 給 水 量 232万 9,592m³

(3) 一日平均給水量 6,382m³

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおり定める。

収 入

第1款 水道事業収益 5億 561万 9,000円

第1項 営 業 収 益 4億 9,214万 6,000円

第2項 営業外収益 1,347万 3,000円

支 出

第1款 水道事業費用 5億 561万 9,000円

第1項 営 業 費 用 4億 6,225万円

第2項 営業外費用 4,035万 9,000円

第3項 特 別 損 失 1万円

第4項 予 備 費 300万円

次のページをお願いします。

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおり定める。(資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額1億 3,471万 1,000円は過年度分損益勘定留保資金1億 3,471万 1,000円で補てんするものとする。)

収 入

第1款 資本的収入 6,320万円

第1項 企 業 債 4,820万円

第2項 国庫支出金 1,500万円

支 出

第1款 資本的支出 1億 9,791万 1,000円

第1項 建設改良費 1億 4,163万 8,000円

第2項 企業債償還金 5,627万 3,000円

(議会の議決を経なければならない流用することのできない経費)

第5条 次に掲げる経費については、その経費の金額をそれ以外の経費の金額に流用し、又は、それ以外の経費をその金額に流用する場合は議会の議決を経なければならない。

1 職員給与費 5,438万4,000円

2 交際費 5万円

(他会計からの補助金)

第6条 水道事業の財源に充てるため、一般会計からこの会計に補助を受ける金額は、1,312万1,000円である。

(企業債)

第7条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は「企業債」による。

平成16年3月10日提出

加美町長 星 明 朗

以上でございます。

○議長（米木正二君） 説明が終わりました。

お諮りいたします。ただいま議題となっております議案第35号から議案第48号については、先例69及び103の規定により、議長を除く全員で構成する平成16年度予算審査特別委員会を設置し、これに付託して慎重に審査することにいたしたいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（米木正二君） 御異議なしと認めます。よって、議長を除く全員で構成する平成16年度予算審査特別委員会を設置し、これに付託して審査することに決しました。

お諮りいたします。本議会は、平成16年度予算審査特別委員会の審査が終了するまで休会にいたしたいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（米木正二君） 御異議なしと認めます。よって、本議会は、平成16年度予算審査特別委員会の審査が終了するまで休会とすることに決しました。

以上で、本日の日程は全部終了いたしました。

本日はこれにて散会いたします。

なお、議員各位に申し上げます。

委員会条例第9条の規定によりまして、平成16年度予算審査特別委員会を直ちに本議場に招集いたします。よろしくお願いを申し上げます。

午前11時28分 散会

上記会議の結果は、事務局長橋本謙一が調製したものであるが、その内容に相違ないことを証するため、ここに署名する。

平成16年3月15日

加美町議会議長 米 木 正 二

署 名 議 員 伊 藤 淳

署 名 議 員 伊 藤 貴 康

